

鉾田市立学校

教育活動の実施等に関するガイドライン

(令和3年9月13日現在)



鉾田市教育委員会

銚田市立学校 教育活動の実施等に係るガイドライン（令和3年9月13日時点）

茨城県銚田市教育委員会

本ガイドラインは、「新型コロナウイルスに対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和2年6月5日事務次官通知。令和3年2月19日改訂）、（文部科学省、以下「衛生管理マニュアル」）「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」令和3年4月28日 Ver.6 文部科学省）、市町村立学校等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（6月10日時点）、「今年度の体育における学習活動の取扱いについて」（令和2年10月7日 一部改訂 文部科学省）、「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合のガイドライン」（令和3年8月27日 文部科学省事務連絡）等に基づき、学校運営に当たっての留意点を示すものです。

なお、本ガイドラインは、今後の状況により、必要に応じて改定、追加する場合があります。

1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方について

学校生活全般において、以下のことに留意するとともに、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い3つの密（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）を避ける行動、身体的距離を確保する行動、マスク着用について、保護者・児童生徒への説明やポスターを掲示するなどして、新しい生活様式の啓発及び実践に努めること。

また、児童生徒が、発達の段階に応じて、本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断してこれを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～」（令和2年4月 文部科学省）等を活用して指導すること。

特に、変異株への対策としては、国立感染症研究所により、従来株と同様に、「3つの密」（特にリスクの高い5つの場面）の回避、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染症対策が推奨されていることから、感染者を一人でも多く減らしていくため、従来以上の危機意識を持って、感染症対策に取り組んでいくこと。

なお、小中学校については、家庭内での感染が多いことから、同居の家族に発熱、咳などの風邪症状がある場合には児童生徒の登校を控えることなど、保護者の理解と協力を得ながら感染症対策に努めること。

(1) 手洗い

- ・流水と石けんでの手洗いを基本とする。（石けんの常時設置を徹底する）
- ・登校したら、まず手洗いを行うように指導する。
- ・流水による手洗いができない場合などには、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用し、色々なところに触れる「指先」は念入りに行うよう指導する。
- ・外から建物内に入る時、咳やくしゃみをした時、鼻をかんだ時、トイレの後、給食の前後、共用の教材・教具を使用する前後、掃除の後等、こまめに行う。
- ・手をふくタオルやハンカチは個人持ちとして、共用はしないように指導する。
- ・授業時間をずらしたり休み時間を長くしたりするなど、トイレ使用や手洗いが密集しないように工夫する。
- ・児童生徒には、接触感染の仕組みと手洗いの重要性について理解させるとともに、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないように指導する。
- ・教職員や学校に出入りする関係者も手洗いを確実に行う。

(2) マスクの着用

- ・教育活動においては、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用する。
ただし、マスクの着用については、学校教育活動の態様や児童生徒等の様子などを踏まえ、次のとおり臨機応変に対応する。
- ・体育の授業や屋外の活動などにおいては、マスクを着用する必要はない。ただし、十分な身体的距離が取れない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用する。
- ・気温・湿度や暑さ指数（WBGT値）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、熱中症への対応を優先して、マスクを外すこと。児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外すなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導すること。

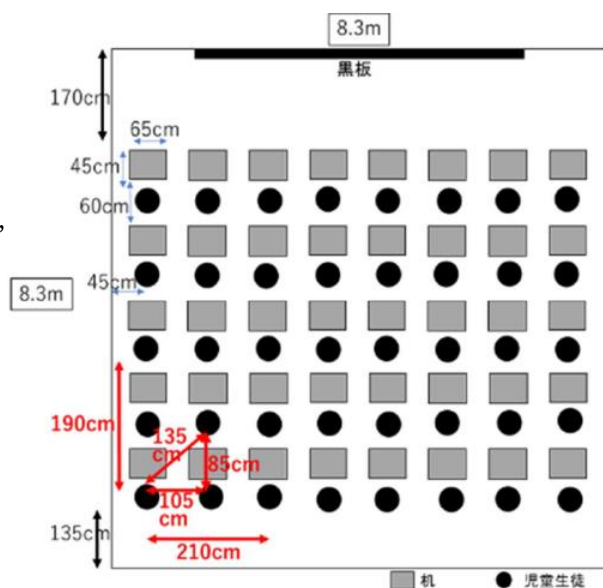
- ・児童生徒がマスクを忘れたり汚したりした場合の対応として、銚田市より配付されているマスク（布、使い捨て）や学校で作成したマスクなど、予備のマスクを用意しておく。
- ・必要に応じ、教育活動において手作りマスクを作成するなどの対応を行う。
※銚教指第 1180 号「各学校等における教育活動の再開に向けたマスクの準備について（通知）」（令和 2 年 3 月 26 日 銚田市教育委員会）
- ・マスクを外す際はゴムやひもをつまんで外し、マスクの表面には触れずに、内側を折りたたんでビニール袋に入れるなどの扱い方を児童生徒に指導する。また、マスクを置いたり持ち運んだりするための布又はビニール袋を持参させ、外した際の保管にも注意させる。
- ・顔の表情や口の動きを見せるために、マスクなしでフェイスシールドやマウスシールドを使用する場合は、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことに留意して、身体的距離をとることが望ましい。

(3) 換気

- ・常時換気が難しい場合、30 分に 1 回以上、少なくとも休み時間ごとに、数分間程度、2 方向の窓を同時に広く開ける。（対角線上の窓を開けることが効果的）
- ・窓のない部屋は、入り口を開ける、換気扇を用いるなどの対応をとる。
- ・体育館等の広い部屋でも、窓の開放等により換気を行う。
- ・可能な限り常時、2 方向の窓を開けておくことが望ましい。（廊下側と窓側を対角に開ける方法が効果的）。窓を開ける幅は 10～20cm 程度を目安とするが、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も考えられる。なお、廊下の窓を開けることも必要である。
- ・冷暖房設備使用時においても、換気の時間を設定する。
- ・学校薬剤師の支援を得つつ、CO₂ モニターにより二酸化炭素濃度を計測し、換気の指標とすることができる（学校環境衛生基準では 1500ppm）。
- ・昼食時には換気を強化するなど、児童生徒の活動の態様に応じた換気をする（政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、マスクを伴わない飲食を前提とする飲食店は二酸化炭素濃度 1000ppm 以下が望ましいとされている）。
- ・夏季は、熱中症対策として、換気による暑さ指数（WBGT 値）の変化や熱中症警戒アラート発表時の予防行動にも留意し、適切に冷房設備を使用する。
- ・冬季は、室温低下による健康被害が生じないように、児童生徒等に温かい服装を心がけるよう指導する。学校内での保温・防寒目的の衣服の着用については柔軟に対応する

(4) 身体的距離（ソーシャル・ディスタンス）の確保

- ・児童生徒同士及び児童生徒と教職員の間隔を 1 m 程度空けるようにする。
- ・1 m の距離を確保できない場合は、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことにより 3 密を避ける。
- ・間隔を最大限確保できるような机の配置を教室ごとに工夫する。
- ・集合・整列する場面では、間隔を空けて目印を置くなど、児童生徒の立つ位置が分かるように工夫する。



(5) 清掃（消毒）

一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の抵抗力を高め、手洗いを徹底することのほうが重要である。通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果をとり入れる。

図：「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」より、レベル1・2地域の参考例

① 普段の清掃・消毒について

- ・床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・机・椅子についても特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- ・教室やトイレ、その他教育活動を行った場所のうち、ドアノブ、手すり、スイッチなど、多くの児童生徒が触れる場所は、1日1回、水拭きした後、消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウムを濃度 0.05%に薄めた消毒液（市販の漂白剤を薄めることで作ることができる）を浸した布巾やペーパータオルで拭く。または、清掃活動において家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行う。なお、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能である。
- ・トイレや洗面所は、界面活性剤を含む家庭用洗剤等を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導する。
- ・ドア（ドアノブ含む）や水道蛇口などに触れる回数を減らす取り組み（ドアの開放、レバー蛇口への付替えなど）を進める。
- ・消毒を行うに当たっては、使用する製品の新型コロナウイルスへの有効性や安全性、使用方法等について、信頼できる情報源や取扱説明書等をよく確認の上、適切に行うこと。また、学校薬剤師等と連携して行う。
- ・次亜塩素酸ナトリウムの噴霧は、吸ったり目に入ったりすると健康に害を及ぼす可能性があるため、絶対に行わないこと。

② 感染者が発生した場合の消毒について

- ・保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行う。必ずしも専門業者を入れて施設全体を消毒する必要はなく、感染者が高頻度で触った物品を消毒用エタノール 0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は、遊離塩素濃度 25ppm(25mg/L)以上の亜塩素酸水消毒液で消毒する。
- ・トイレについては、消毒用エタノール又は 0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、遊離塩素液 100ppm(100mg/L)以上の亜塩素酸水消毒液のいずれかを使用して消毒する。
- ・物の表面についたウイルスの生存期間は 24～72 時間程度とされていることから、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられる。

③ 身体全体の抵抗力を高めることについて

- ・身体全体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導する。

(6) 健康観察

① 体調管理

- ・児童生徒の健康状態を確認する組織体制を確保する。
- ・家庭との連携により、毎朝の検温及び体調管理を徹底する。
- ・発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒及び教職員は、自宅で休養することを徹底する。
- ・登校時に「健康観察表」などを活用して児童生徒の検温結果及び健康状態を把握する。家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等については、教室に入る前に、保健室や職員室等に入室するように指導し、検温及び健康観察等を行う（原則非接触型体温計を使用する。非接触型体温計は使用機会毎に、接触型体温計は1回の計測毎に消毒する）。その際、複数の児童生徒に対応できるように校内で連携して対応する体制を整える。
- ・登校後、発熱等の風邪の症状がみられる場合には、保護者に連絡して、自宅で休養させる。その際、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまる場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をする。

② 熱中症対策

児童生徒が学校の生活に慣れていないこと、7月後半～8月にも授業を実施する場合があることから、例年よりも熱中症の対策が重要となる。

- ・暑さ指数（WBGT値）を考慮して授業等を実施する。マスクの着用で熱がこもることにも配慮する。

- ・水筒を持参させ、登下校時や休み時間・体育的活動前等に水分補給をさせるとともに、活動時にはこまめに休憩を取らせる。
 - ・室内環境に配慮し、冷暖房と換気を併用する。
 - ・熱中症警戒アラート発表時には、十分な予防行動をとる。
- ※事務連絡「熱中症警戒アラート（試行）の先行実施の詳細について」（令和2年7月1日 銚田市教育委員会）

(7) 出席及び勤務の判断及び指導要録上の取扱い

① 感染が疑われる場合

- ・本人に風邪の症状がありPCR検査を受けることになった場合
 - ・・・結果判明まで児童生徒は出席停止，教職員は**特別休暇**※検温と健康観察を実施
- ・同居の家族に風邪の症状がある場合（PCR検査を受けることになった場合を含む）
 - ・・・風邪症状の改善あるいは検査の結果判明まで児童生徒は出席停止，教職員は**特別休暇** ※検温と健康観察を実施

検査を受けること及び検査結果を学校が把握し、銚田市教育委員会に報告すること。

② 感染者及び濃厚接触者が出た場合

- ・感染者(患者)・・・完治（PCR検査において2回陰性）するまで，児童生徒は出席停止，教職員は**特別休暇**
- ・濃厚接触者・・・感染者と濃厚接触があった日の翌日から2週間，児童生徒は出席停止，教職員は**特別休暇**
(PCR検査結果が陰性と判明しても期間は短縮しない)

<濃厚接触者：患者が発病した日の2日前から接触した者のうち次に該当する者>
 ○感染者と同居あるいは長時間の接触があった者
 ○対面で会話することが可能な距離（目安として1m以内で15分以上）で感染予防なしで患者と接触があった者（患者の症状やマスクの使用有無等から総合的に判断）

- ③ 登校前の検温で発熱がある場合，咳，喉の痛み等の風邪の症状がある場合
 - ・「出席停止」として記録する。
- ④ 海外から帰国した児童生徒が2週間の自宅等での待機を要請された場合
 - ・「出席停止」として記録する。
- ⑤ ①～④ではないが，保護者が感染を心配して休ませたいと申し出た場合
 - ・欠席させたい事情をよく聴取し，学校で講じる感染症対策について十分説明する。
 - ・その上で，生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で，同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって，他に手段がない場合など，合理的な理由があると校長が判断する場合には，「出席停止・忌引等の日数」として記録することができる。
 - ・判断に当たっては，特に小中学生は就学義務も踏まえ，児童生徒の学びが保障されるよう配慮する。

※「新型コロナウイルス感染症等により登校できない児童生徒等の出席等の取扱いについて」（令和3年5月18日，文部科学省）

⑦ 出席停止等の取扱い

- ・出席停止の指示等を行った場合は，当該児童生徒が授業を十分に受けることができないことにより学習に著しい遅れが生じることのないよう，必要な措置を講じる。

⑧ 職務に専念する義務の免除に関する特例

- ・職員が新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を受ける場合又はワクチン接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合は職務専念義務の免除

(8) 感染者が出た場合の学校の対応

- ・児童生徒や教職員の感染が確認された場合，設置者は，校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについて，保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討し判断する。
- ・学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには，その感染が広がっているおそれの範囲に応じて，学級単位，学年単位又は学校全体を臨時休業とすることが考えられる。

【学級閉鎖】

- 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
 - ① 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - ② 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③ 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
 - ④ その他、設置者で必要と判断した場合
(※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。)
- 学級閉鎖の期間としては、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

【学年閉鎖】

- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

- 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

- ・ 上記以外の場合には学校教育活動を継続するが、状況に応じて感染リスクの高い活動の見直しや、マスクを着用しない活動の制限など、警戒度を上げる工夫を考える。
- ・ 保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行う。
- ・ 保健所が、感染者本人に行動履歴等をヒアリングし濃厚接触者を特定するが、学校においても把握に努める。
- ・ 濃厚接触者を含む学校全体の健康観察を徹底する。
- ・ 感染した児童生徒に兄弟姉妹等がいる場合、保護者の了解を得たうえで個人のプライバシーに配慮しながら、国公立問わず兄弟姉妹等の通う学校・園と、公表等の対応について情報共有を図る。

(9) 「いばらきアマビエちゃん」の登録と活用（令和2年9月28日付け義教第1457号参照）

- ① 各学校では「いばらきアマビエちゃん」の登録をして、学校行事（保護者会、運動会・体育祭、文化祭、卒業式等）で、来校者が見込まれる場合、積極的に活用する。
- ② 来校者の密集を避けるため、「いばらきアマビエちゃん」のQRコードを受付等の複数の場所へ掲示、または、印刷して配布する。
- ③ 行事の際だけでなく、日常的にQRコードを玄関等に掲示し、来校者に読み込んでもらうことが望ましい。

2 登下校について

校門や玄関口等での密集が起こらないよう指導するとともに、状況によっては、登下校時間帯を分散させるなどの工夫も検討する。感染防止に配慮しながら、交通安全・犯罪被害防止にも注意を怠らないようにする。

(1) 徒歩・自転車の場合

- ・ 原則としてマスク着用とするが、夏季の気温・湿度や暑さ指数(WBGT値)が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるため、人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外す。(徒歩であれば互いに手を伸ばしたら届く距離よりも離れる、自転車であれば電信柱の間隔の半分(15m)以上の間隔をあける、など児童生徒に具体的に指導する。)
- ・ 低学年の児童等は自身の判断により対応することが難しいことから、気温や湿度、暑さ指数(WBGT値)が高い日に屋外でマスクを外すよう積極的に声をかけるなどの指導を行う。
- ・ 登下校中に具合が悪くなった場合には、安全な涼しいところで休んで水分を補給したり、近くの「こどもを守る110番の家」に知らせたりするなどの対応を、本人や周りの児童生徒が取れるよう指導しておく。

※登校時の熱中症への配慮例

水筒を持参し、交通安全に留意して水分補給する。

帽子を着用したり、半袖体操服で登校したりするなど、服装に留意する。

(2) スクールバスの場合

- ・可能な範囲でコース変更や運行方法の工夫等により、過密乗車を避ける。
- ・運行前に、多くの児童生徒が触れる手すり、つり革、窓枠等を消毒する。
- ・児童生徒にマスクを着用させ、会話を控えることや手洗い、手指消毒、咳エチケット等を指導する。
- ・児童生徒の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行う。（冷暖房使用時も）
- ・可能な限り間隔を空けて着席させる。

3 学校での活動について

学校での教育活動については、地域における感染拡大の状況を注視し、その変化に応じて、拡大局面では感染リスクの高い活動を停止する、収束局面では対策を徹底したうえで再開するなど、随時見直しを図る。

(1) 朝の会、帰りの会、集会等

- ・朝の会では健康観察を丁寧に行うとともに、児童生徒の不安な気持ちについても表情の観察や生活ノートなどを通して把握に努める。
- ・集会は、放送等で実施する、児童生徒の間隔を空けて実施する、換気を十分に行うなど、3密を避ける対応を工夫する。
- ・当分の間、歌唱や、児童生徒同士が接触したり近い距離で対面したりする活動は行わない。

(2) 授業

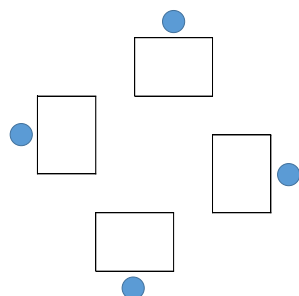
① 基本的な配慮

- ・机の間隔を空ける。
- ・近距離での対面形式を避ける。
- ・大声での発言を避ける。
- ・感染症対策を講じた上で、新学習指導要領において示している主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を行うよう工夫する。

<例>

- ・ICTの活用による資料の提示や意見の共有
- ・ホワイトボードや付箋等を使った意見交換
- ・児童生徒間に透明なビニールシートを吊り下げたり、透明なプラスチック板を机の上に立てたりして対話を実施
- ・グループ活動時に間隔を空けて机を配置 など

<机配置の工夫例>



令和2年 第2回教務主任研修会資料P.14～P.16 参照

- ・次に挙げた学習活動は、感染のリスクの高いものであるが、リスクの低い学習活動に替えたり、指導順序を変更したりして対応するほか、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討する。

＜例（★は特にリスクの高いもの）＞

- ★児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等
- ★近距離で一斉に大きな声で話す活動
- ★音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ★家庭、技術・家庭科における「児童生徒が近距離で活動する調理実習」
- ★体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- ・理科における「室内で児童生徒が近距離で活動する実験や観察」
- ・図画工作、美術における「児童生徒が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・学校外の人物と交流する活動（ゲストティーチャーを招く、校外の事業所等を訪問する等）

- ・合唱を行う場合には、通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和2年12月10日 文部科学省）を踏まえ、感染症対策を確実に行う。

＜上記通知より抜粋＞

- 1 マスク※は飛沫拡散防止の効果があるため、原則、着用することとします。
- 2 合唱している児童生徒同士の間隔や、指導者・伴奏者と児童生徒との間隔、発表者と聴いている児童生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）空けます。
- 3 立っている児童生徒の飛沫が座っている児童生徒の顔へ付着する飛沫感染のリスクを避けるため、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにします。
- 4 連続した練習時間はできる限り短くします。常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行います。飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避けます。

※令和2年6月29日付けで一般社団法人全日本合唱連盟から示され、11月26日に更新された「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン」も参考にする。

② 体育・保健体育の授業について

(ア) 基本的な考え方

- ・全ての運動領域において、可能な限り感染症対策を行った上で実施する。ただし、地域の感染拡大状況により、感染の拡大局面では感染リスクの高い活動を制限する。収束局面では、感染リスクの低い活動から徐々に実施するなど見直しを図る。

(イ) 感染症対策

- ・健康観察を行う。
- ・換気をこまめに行う。
- ・密集、密接を避ける（着替え、集合、活動中等）。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いをを行い、不必要な使い回しをしないこと。
- ・授業前後の手洗いを徹底する。

(ウ) 学習活動例（武道〔柔道・剣道〕）

○人数：【基本となる動作・技】…特定の相手

【攻防（試合等）】………特定の少人数（1組3名程度）

○時間：全活動時間の1／3程度

○その他

- ・固め技は生徒同士の頭部が過度に密着しないように配慮する。（柔道）
- ・活動中の発声は極力控える。（剣道）

- ・ 防具が共用の場合は、当面の間、面と小手の着装は控える。（剣道）

※詳しくは、「今年度の体育における学習活動の取扱いについて」（令和2年10月7日スポーツ庁）を参照のこと。

(エ) その他留意事項

- ・ 適切に熱中症対策を講じる。
- ・ 「マスク着用の必要性」及び「水泳授業の取扱い」については、事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和2年5月21日 スポーツ庁）及び事務連絡「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」（令和2年5月22日 スポーツ庁，文部科学省）及び事務連絡「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」（令和3年4月9日 スポーツ庁，文部科学省）を参考にし，各学校の実態に即して柔軟に取り組む。

(3) 休み時間，清掃活動

① 休み時間

- ・ 休み時間中の行動には教員の目が必ずしも届かないことから，児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに，必要なルールを設定するなど指導を工夫する。
- ・ トイレ休憩が混雑しないよう，時間や動線を指示する。
- ・ 会話をする際には距離を保つようにする。

② 清掃活動

- ・ 十分な換気を行いながら，マスクを着用して実施する。
- ・ ほうきやモップなど，共用する用具を使用する場合は，使用前後に手洗いを行う。
- ・ 清掃後は，必ず石けんを使用して手洗いを行う。

4 給食について

(1) 給食の時間の留意事項について

① マスク着用

給食の時間（配膳等）におけるマスクの着用は，くしゃみ又は咳の飛沫を防ぐ等，食品衛生上の危害の発生を防止するものであるため，必ず使用すること。

② 手洗い

給食当番はもとより，児童生徒等全員が給食前後に必ず流水と石けんでの手洗いを徹底すること。また，流水で十分な手洗いができない場合には，アルコールを含んだ手指消毒薬を使用すること。

③ 配膳等

- ・ 給食の配膳を行う給食当番や教職員に対し，配膳前に再度健康観察を行い，適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。（下痢，発熱，腹痛，嘔吐等の症状の有無等）
- ・ 衛生的な服装を徹底する。（エプロン，三角巾，マスクの着用）
- ・ 配膳時は，会話をせず，できる限り1 m程度の間隔を空けて一人ずつ順番に食品を取るなど，学級の状況に応じた配慮を行う。
- ・ 盛り付けの際は，トング等の使いまわしをしないよう，担当者を決める。
- ・ 一度配膳されたものを食缶等に戻さない。
- ・ おかわりの配膳は，担任等が行うなど，衛生及び感染予防に配慮する。

※配膳の工夫例

- ・ おかずや汁物は，学級担任などの教職員が盛り付けをする。

④ 会食時

- ・ 会食は，机を向かい合わせにせず，座席の間隔を1 m程度離し，飛沫を飛ばさないよう，会話を控えるなどの対応を行う。
- ・ 会食中は，マスクを外すため，机上にティッシュやハンカチ等を置き，いつでも使用できるようにするなど，咳エチケットを徹底する。

※会食の工夫例

- ・ 教室以外の場所も使用し，食事場所を分散させる。

⑤ 後片付け等

- ・ 食器等の後片付けを行う場合には，マスクを着用し，できる限り1 m程度の間隔を空け

て一人ずつ順番に行う、他の児童生徒の使った食器を触らないようにするなど、学校の状況に応じた配慮を行う。

⑥ 昼食後の歯みがきや洗口

○ 手洗い場の密集を避ける等、感染防止に配慮する。

※歯みがき時の配慮例

- ・歯みがきの実施に当たり、学校歯科医等と事前に協議する。
- ・教室で行う際は、換気に十分注意する。
- ・歯みがきは、なるべく口を結んで行う。
- ・すすぎは10mL くらいの少ない水で、1～2回のブクブクうがいをする。
- ・手洗い場が混雑しないように工夫する。

(2) 学校給食施設等に関すること

学校給食の実施については、「学校給食衛生管理基準」に基づいた定期衛生検査や調理作業、配食等を遵守する。

① 給食再開前

- ・学校給食再開にあたっては、調理場内の施設・設備等の十分な洗浄・消毒を行う。

② 給食再開後

- ・食品納入業者（牛乳、パンなど）に対しても、白衣・帽子・マスク着用、手指消毒を徹底させる。
- ・学校給食従事者（受配校の配膳員及び配送者職員含む）の健康状況等の確認及び記録を確実に行う。また、体調等に変化があった場合には、作業中であっても衛生管理責任者等に申し出ることなどを徹底する。
- ・学校給食従事者（受配校の配膳員及び配送者職員含む）が休憩する場所は、3密にならない対策（部屋の換気、向かい合わせにならない食事、マスクを着用した会話等）を行う。
- ・献立の作成及び調理作業は、学校給食衛生管理基準に基づき、衛生的な作業工程及び作業動線となるよう配慮する。
- ・調理後の食品は、適切な温度管理を行い、調理終了後2時間以内に喫食できるよう、関係機関と連携を図り、適切に対応する。

③ 夏季の衛生管理等について

- ・夏季に給食を提供する場合には、傷みにくい献立にして細菌の増殖等が起こらないようにするなど、衛生管理に十分留意する。また、冷蔵保管及び冷凍保管する必要のある食品については、常温放置しないよう十分留意する。
- ・学校給食従事者（受配校の配膳員及び配送者職員を含む）の熱中症対策を十分に講じる。

5 部活動について

(1) 基本的な考え方

- ・可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行う。
- ・生徒の検温、健康観察を行い、風邪等の症状がある場合は参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。（指導者も同様）
- ・活動再開については、活動目的や活動内容及び計画について、生徒・保護者に十分な説明を行った上で実施するとともに、参加を強制しない。
- ・各競技団体や文化芸術団体等が作成するガイドライン及び、別途通知が発出されている場合は、その通知内容を基に活動内容を検討する。
- ・地域の感染状況や当該部活動の活動内容等に応じて、感染リスクの高い活動を一時的に制限することも検討する。
- ・運動部活動においては、運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意する。また、気温が高い日などは、熱中症対策を講じるとともに、新入生の練習参加については、十分な配慮を行う。
- ・「銚田市部活動の運営方針」並びに「銚田市立中学校 部活動の進め方に関する方針」（以下「銚田市方針」という）に準拠し、短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組む。また、銚田市方針は感染状況に応じて見直しを行う。

(2) 感染症対策（鉾田市方針に準拠する）

① 活動場所について

- ・屋内で実施する場合は、こまめな換気や手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、児童生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底する。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とする。

② 用具等について

- ・器具や用具等については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行う。
- ・生徒間で不必要に使い回しをしない。

③ その他

- ・屋内において多数の児童生徒が集まり、呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避ける。
- ・ミーティングは、密集を避け、指導者と生徒、生徒間の距離（最低 1 m）をあけて実施する。
- ・部室、更衣室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避ける。
- ・運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準拠すること。

(3) 練習試合、合宿等の実施について（鉾田市方針に準拠する）

- ・会場への移動時や食事、会場での更衣室等の利用時など、スポーツ活動以外の場面も含め、各部ごとに対応策を講じるのではなく、学校として責任をもって感染症対策を行う。
- ・地域の感染状況や競技の特性を踏まえ、（別途、県より自粛要請がある場合もある）部活動を担当する教員のみで判断するのではなく、万全の感染症対策を講じた上で学校として責任をもって実施の必要性を協議し判断する。
- ・文化部における合同練習等についても同様の対応とする。

(4) 緊急事態措置区域及び重点措置地域に所在する各学校における「感染症対策を講じてもおお感染リスクが高い活動」の制限等について

- ・部活動中における感染リスクの高い活動等の制限のみに限らず、部活動に付随する場面での対策の徹底も図りつつ、学校全体として一層の感染症対策に取り組むこと。

＜感染リスクの高い活動等の制限等＞

- ・近距離で組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動などを一時的に制限する。
- ・密集を避けるため活動時間などを工夫するとともに、活動中は大きな声での会話や応援等は行わない。
- ・用具等については、不必要に使いまわしをしないとともに、こまめに消毒する。
- ・学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限する。
- ・大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

＜部活動に付随する場面での対策の徹底＞

- ・部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を

避ける観点から、部活動終了後はすみやかな帰宅を促す。

- ・部室、更衣室、ロッカールーム等の共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

＜学校全体としての取組＞

- ・活動を認めるに当たって部活動から学校への活動計画書等の提出を求めるなど学校として感染対策を確認する。
- ・部活動に参加する者が感染した場合に、感染の拡大を防ぐため、連絡体制や対応手順を再確認する。部活動に参加する者自身による日常的な検温や体調管理などの健康観察の励行を強化し、発熱等の症状がある生徒等は活動への参加を控えるよう周知徹底を図る。

6 学校行事の実施について

(1) 基本的な考え方

- ・学校行事は、児童生徒の学校生活に潤いや、秩序と変化を与えたりするものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、実施する学校行事を検討する。
- ・その上で、感染症拡大を予防しながらねらいが達成できるよう、開催する時期、場所や時間、開催方法、準備の方法等について、前例にとらわれず検討する。
※令和2年7月7日付け鉾教指第386号及び9月28日付け鉾教指第579号で紹介した工夫例を参考にする。

(2) 修学旅行等

- ・実施については、感染防止対策を確実な実施や保護者などの理解と協力を得ることを前提に実施の時期や交通手段、方面などについて検討する。
- ・実施に当たり、感染防止策の事前指導や、児童生徒や同居する家族等の健康観察を徹底する。
※令和3年1月29日付けで一般社団法人日本旅行業協会から示された「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第4版）」を参考に旅行事業者等と連携し、新型コロナウイルス感染症対策の徹底に努める。その他、遠足・集団宿泊的行事をするにあたっては、当該手引きを参考にする。
※当面の対応として修学旅行等の実施を取りやめる場合も、中止ではなく延期扱いとしたり、既に取りやめた場合においても、改めて実施することを検討したりする。

(3) 運動会等

- ・実施に当たっては、3密とならないよう、実施内容や方法（例えば、半日での開催など）、実施時期を検討する。
- ・児童生徒が密集する運動や、児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、実施を見合わせることも考えられる。
- ・開閉会式での児童生徒の整列、児童生徒による応援、保護者等の参観、児童生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をするとともに、保護者等に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。

(4) 健康診断

- ・健康診断は毎学年6月30日までに実施することとされているが、実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、学校医等と相談し、感染防止に配慮したうえで、当該年度末日までに、可能な限りすみやかに実施する。
- ・健康診断を延期する場合は、特に、日常的な健康観察や保健調査票の活用等により児童生徒等の健康状態の把握に努め、必要に応じて、学校医等と連携し、健康相談や保健指導等を適切に実施するとともに、健康診断の延期について保護者に周知し、理解を得る。
- ・特に、心臓や腎臓等の疾患や結核に関する検査については、学校医等と相談の上、可能な範囲で先行して実施する方法も考えられる。
- ・健康診断の実施の判断や実施の方法等については、学校医、学校歯科医、関係機関等と十分連携し、共通理解を図る。

<実施上の配慮>

- ・日程を分けて実施する
- ・児童生徒等及び健康診断に関わる教職員全員が、事前の手洗いや咳エチケット等を徹底する
- ・部屋の適切な換気に努める
- ・密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにし、整列させる際には1～2mの間隔をあける
- ・会話や発声を控えるよう児童生徒等に徹底する
- ・検査に必要な器具等を適切に消毒する など

(5) その他の行事における工夫の例

- ① 文化的行事（学習発表会、音楽会、クラブ発表会、文化祭など）
 - ・小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会はリハーサルのみとする
 - ・学年ごとの発表を映像や音声にとり、校内放送で流す など
 - ※合唱については、「3 学校での活動について（2）授業」に示した、合唱を行う場合の感染症対策と同様とする。
- ② 遠足・集団宿泊的行事（小学校）、旅行・集団宿泊的行事（中学校）
 - ・バス等による移動に際して、車内の換気に十分留意し、マスクを着用し、余裕をもって座れるようにする など
- ③ 勤労生産・奉仕的行事（校内美化活動や地域清掃など）
 - ・大掃除は、日頃の清掃指導を徹底し、回数等を精選する
 - ・校外活動は、一斉ではなく、グループに分かれて時期や場所をずらして実施する など
- ④ 健康安全・体育的行事（避難訓練など）
 - ・避難訓練や引き渡し訓練、防犯訓練などについて、各教室で事前指導を十分に行い、全体での時間をかけずに実施できるようにする

7 心のケアについて

- ・感染への不安、感染による療養から学校生活に戻ることに不安、制限された生活へのストレス等、アンケート調査や個人面談等による児童生徒の心の変化の把握に努め、心配される児童生徒には、担任や養護教諭による相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行う。
- ・特に、受験への不安を抱えている児童生徒への支援に留意する。
- ・児童生徒の悩みやストレスを広く受け止めることができるよう、「子どもホットライン」や「いばらき子ども SNS 相談」など相談窓口の周知を図る。
- ・連休や長期休業明けに自殺者が増える傾向があることを踏まえ、保護者に対して家庭における見守りを行うよう促すとともに、児童生徒の変化には、担任等が一人で抱え込むことなく、気付いたことを共有し合うなど、チームで対応することを徹底する。
- ・感染者や濃厚接触者、医療従事者の家族や外国籍児童生徒等への差別や偏見、いじめ等は絶対に許されないことの指導を徹底する。
- ・長期休業となる以前から長期欠席（不登校を含む）している児童生徒に対して継続的に支援を行うとともに、新たに不登校の兆候が見られる児童生徒に対しては、保護者との連絡を密に取ることに加え、専門スタッフと連携協力するなど、初期の対応を徹底する。
- ・虐待等が生じていないか注意深く観察し、異変を察知した場合には、関係機関と連携し迅速に対応する。

8 教職員の勤務における留意点について

- ・教職員も、手洗いや咳エチケット、マスクの着用を徹底する。
- ・毎朝の検温や風邪症状の確認を行い、症状がある場合は自宅で休養する。
なお、新型コロナウイルス感染症に関する休暇の取扱い等については、教総第 196 号「職務に専念する義務の免除に関する特例について（通知）」（令和 3 年 5 月 28 日 茨城県教育委員会教育長）によるものとする。
- ・職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね 1 ～ 2 m）し、会話の際は、できるだけ真正面を避ける。
- ・職員室内に十分なスペースを確保できない場合は、空き教室等を活用して校内で分散勤務することも検討する。
- ・職員会議等を行う際は、最少の人数に絞ること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫や、オンライン会議システムの活用などを検討する。
- ・県外への出張については、その必要性を検討する。
- ・教職員本人が濃厚接触者となったり、同居家族に風邪症状があつたりするなどにより出勤できない場合に、業務を在宅勤務により行えるよう、市町村教育委員会において必要な規程等を定める。
- ・教職員については、休みをとりやすい職場環境も重要であることから、出勤できなくなった場合の指導体制等について検討を進める。（人事 G）

9 臨時休業の判断について

- ・学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障する。
- ・市町村において、地域一斉の臨時休業については、児童生徒の学びの保障や心身への影響、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の観点を考慮し、慎重に検討する。

10 やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対するICTの活用等による学習指導について

- ・臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないよう必要な措置を講じる。
 - ・家庭との連携により、規則正しい生活習慣を維持し、学校との関係を継続できるよう支援する。
 - ・一定期間、児童生徒が学校に登校できない場合は、例えば同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習把握を行う。
 - ・学習指導を行う際は、感染の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等（例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等）を組み合わせたり、ICT環境を活用したりして指導する。
 - ・登校日の設定や家庭訪問の実施、電話や電子メールの活用等を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握する。
 - ・課題の配信に当たっては、児童生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意する。
 - ・家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対しては、ICT環境の整備のため特段の配慮措置を講じたり、地域における学習支援の取組の利用を促したり、特別に登校させたりするなどの対応をとる。
- ※「感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について」（令和3年2月19日 文部科学省）、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和3年2月19日、文部科学省）

新型コロナウイルス感染症に関する対応（詳細版 令和3年9月13日時点）

	市内に感染者なし	市内で感染者発生	園児児童生徒・教職員の家族から感染者発生	園児児童生徒・教職員から濃厚接触者発生	園児児童生徒・教職員から感染者発生
園・学校	・通常授業 ・感染症対策を実施 ・園児児童生徒・教職員及びその家族がPCR検査を受けることになった場合は、教育委員会に連絡（休日でも）	・原則として通常どりの授業を実施 ・感染症対策を実施 ・園児児童生徒・教職員及びその家族がPCR検査を受けることになった場合は、教育委員会に連絡（休日でも） ・保健所の指示に従い、調査等に協力	・園児児童生徒・教職員が濃厚接触者となるかの確認 ・濃厚接触者となった場合の対応準備 ・園・学校全体の健康観察を徹底 ・教育委員会に連絡 ・保健所の指示に従い、調査等に協力	・PCR検査の結果が出るまでの期間、全部又は一部の臨時休業 ・濃厚接触者の行動履歴の把握 ・園・学校全体の健康観察を徹底 ・教育委員会に連絡 ・保健所の指示に従い、調査等に協力	・濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、全部または一部の臨時休業 ・感染者の行動履歴の把握 ・園・学校全体の健康観察を徹底 ・教育委員会に連絡 ・保健所及び学校薬剤師と連携して消毒を実施 ・保健所の指示に従い、調査等に協力
園児児童生徒教職員	・登園登校・出勤 ・登園登校・出勤前の検温で発熱がある場合、咳、喉の痛み等風邪の症状がある場合、園児児童生徒は出席停止、教職員は特別休暇 ・本人に風邪の症状があり、PCR検査を受けることになった場合、結果判明まで園児児童生徒は出席停止、職員は特別休暇 ・海外から帰国した園児児童生徒が2週間の自宅等での待機を要請された場合、出席停止 ・同居の家族に風邪の症状がある場合は、風邪症状の改善まで園児児童生徒は出席停止、職員は特別休暇 ・同居の家族に風邪症状がありPCR検査を受けることになった場合は、風邪症状の改善かつ検査の結果判明まで園児児童生徒は出席停止、職員は特別休暇 ・同居の家族が風邪症状はないが濃厚接触者としてPCR検査を受けることになった場合は結果判明まで園児児童生徒は出席停止、職員は特別休暇 ・同居の家族が風邪症状はないが接触者としてPCR検査を受けることになった場合は、園児児童生徒は出席可能（心配で欠席する場合は出席停止扱い）	・家族の感染が発覚した日の翌日から2週間出席停止 ・教職員の場合は特別休暇（PCR検査を受けることが望ましい）	・感染者と接触があった日の翌日から2週間出席停止 ・教職員は感染者と接触があった日の翌日から2週間特別休暇（PCR検査が陰性と判明しても期間は短縮しない）	当該者以外 ・検温と健康観察を強化 ・外出を控えるなど、適切に対応 ・自己の行動履歴の把握 ・保健所等の要望に対応 ※ 変異株への対策としては、国立感染症研究所により、従来株と同様に、「3つの密」の回避、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染症対策が推奨されている。従来以上の危機意識を持って、感染症対策に取り組む。 ※ ワクチン接種を受ける場合又はワクチン接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合の対応 ・教職員・・・職務専念義務の免除 ・児童生徒・・・出席停止扱い	
保護者(家庭)	・感染症対策を行う ・園児児童生徒の体温測定をする ・園児児童生徒の健康観察を行い、午前8時までに指定のアプリに入力するか健康観察カードに記入する ・園児児童生徒及び同居の家族に風邪症状がある場合は園・学校へ連絡し、園児児童生徒の登園登校を見合わせる ・園児児童生徒及び家族がPCR検査を受けることになった場合は、園・学校と相談し、状況に応じて園児児童生徒の登園登校を見合わせるかどうかを判断するとともに、検査に至った経緯や受診病院等の調査に協力する ※園児児童生徒及び家族がPCR検査を受けることが休日に判明した場合は銚田市教育委員会に連絡する	・園・学校へ連絡する ・家族全員の検温と健康観察を強化する ・依頼を受けた場合、濃厚接触者の調査や、園児児童生徒の行動履歴の調査に協力する	・園・学校へ連絡する ・家族全員の検温と健康観察を強化する ・濃厚接触者以外の家族は、状況によりPCR検査を受ける ・保健所等の指示に従う	・保健所・病院からの指示を受け対応する ・園・学校へ連絡する ・依頼を受けた場合、濃厚接触者特定のための調査協力をする ・保健所等の指示により、家庭内感染の確認をする（PCR検査を受けることが望ましい） ・家族が濃厚接触者とならなくても、外出を控えるなど、適切に対応する	当該者家庭以外 ・園児児童生徒の検温と健康観察を強化 ・保健所等の要望に対応する ・外出を控えるなど、適切に対応する ・家族の行動履歴を把握する
銚田市教育委員会	・情報収集 ・PCR検査を受ける園児児童生徒がいることの連絡を受けた場合は、園児児童生徒が陽性になった場合の対応を検討	・情報収集 ・PCR検査を受ける園児児童生徒がいることの連絡を受けた場合は、園児児童生徒が陽性になった場合の対応を検討	・情報収集 ・教育事務所への報告 ・健康増進課と連携 ・保健所との連絡・調整	・情報収集 ・教育事務所への報告 ・健康増進課との連携 ・市対策本部への報告 ・保健所との連絡・調整	・情報収集・教育事務所への報告 ・健康増進課との連携 ・市対策本部への報告 ・保健所との連絡・調整 ・感染拡大の状況により臨時校長・園長会の開催を検討 ・保健所や学校医と相談して濃厚接触者及び感染者の園・学校内での活動状況や地域の感染拡大を踏まえ、学級単位、学年単位又は園・学校全体の臨時休業の措置の検討 休業範囲 【学級閉鎖】同一の学級内で複数の児童生徒等の感染が判明するなど、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合。 【学年閉鎖】複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合。 【学校の臨時休業】複数の学年を閉鎖するなど、学校園内で感染が広がっている可能性が高い場合。 ※ 閉鎖の期間は感染の把握状況、拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。 ※ 園児児童生徒の感染発覚後、消毒等のため園・学校全体を休業とすることもある。

※ どの段階においても、園・学校は教育委員会への報告と相談を基本として対応する。

※ 潮来保健所 0299-66-2114 平日9:00～17:00

※ 銚田市教育委員会 37-4341

※ 帰国者、接触者相談センター：029-301-3200（8:30～22:00）

※ 茨城版コロナNext Ver. 2に準拠する。

【新型コロナウイルス感染症の疑いがある児童生徒及び教職員が出た場合の対応】

生徒・教職員

学校（情報の集約は管理職が行う）

銚田市 ⇒ 県

PCR検査を受けることが判明

1 事態の把握

- 児童生徒（職員）への確認事項
 - ・現在の症状
 - ・発症からの経緯
 - ・PCR検査結果判明の日時
 - ・家族（同居）の状況
 - ・マスクの着用状況
 - ・学校内での行動
 - ・通学時の状況
 - ・学校外での行動
- ※感染リスクのある行動の有無

① 【銚田市教育委員会】

- ・状況の把握

2 校内での確認事項

- 校内の行動履歴調査
- ※結果が陽性の場合に備え、濃厚接触者に該当しそうな児童生徒（職員）を特定

【保健所・医療機関】

検査結果通知

PCR検査結果の報告

【保健所】

<陽性の場合>

- ・行動自粛要請
- ・行動履歴聴取
- ・濃厚接触者特定

3 検査結果に応じた対応

《陰性の場合》

- 銚田市教育委員会へ報告

《陽性の場合》

- 銚田市教育委員会、鹿行教育事務所を通じて義務教育課へ報告
- 1及び2で確認した内容をまとめ、対応を保健所や学校医に相談
- 感染者・濃厚接触者へ出席停止の指示
- 臨時休業の検討
- 学校内の消毒
- 保護者への連絡準備
- 兄弟姉妹のいる学校・園との情報共有（プライバシーに配慮）

① 【銚田市教育委員会】

《陰性の場合》

- ・保健所との情報共有、相談

《陽性の場合》

- ・保健所との情報共有、相談
- ・臨時休業等の対応策決定
- ・鹿行事務所へ電話連絡
- ・鹿行教育事務所および義務教育課に整理票を送信

4 感染拡大の可能性に応じた対応

《共通》

- 感染者・濃厚接触者へのいじめ防止
- 学校全体の健康観察の徹底

《学校内で感染が広がっている可能性が高い場合》

- 学校の一部または全部の休業
 - ・児童生徒・保護者へ連絡
 - ・家庭での学習等の指示

《左記以外の場合》

- 学校教育活動の継続（状況に応じて感染リスクの高い活動の見直し等）

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合のイメージ（例）

- ・家庭内感染ではない感染者が複数発生
- ・感染者が不特定多数との間で、マスク着用なしで、近距離での接触があった

【チェックリスト例】 ※担当者欄を設けるなど、実態・状況に応じて加除訂正してご活用ください

感染症対策ガイドライン 毎日のチェックリスト

月 日

	チェック	内 容
登 下 校		校門付近や昇降口が密集状態にならないように工夫していますか。
		スクールバス内の児童生徒が触れる場所は消毒が済んでいますか。
		スクールバスでは3密を避ける配慮をしていますか。
登 校 前		児童生徒が触れる箇所の消毒は済んでいますか。
		手洗い場・トイレ等の石けんは補充されていますか。
		机の間隔を最大限に確保していますか。
		使用する教室のドアや窓を開け、換気をしましたか。
		児童生徒・教職員は朝の検温と健康観察で異状がありませんでしたか。
		家庭で検温ができなかった児童生徒への対応は準備されていますか。
		児童生徒・教職員はマスクをしていますか。
授 業 等		児童生徒が、授業の前後等に手洗いをする時間と環境を確保しましたか。
		共用の教材・教具の消毒はしましたか。
		座席の配置は配慮されていますか。
		感染のリスクの高い学習活動については対策をとっていますか。
		換気を行い、3密を避けた環境になっていますか。
		活動場所の気温・WBGT 値は適切ですか。
給 食		給食前後に、児童生徒・教職員は手洗いをしましたか。
		配膳台や机を消毒しましたか。
		給食当番の健康観察は行いましたか。
		配膳の際には、全員マスクを着用し、感染症対策に気を付けていますか。
		食事の際の座席は、間隔を空けて同じ方向を向くなど配慮していますか。
		片付けの際にもマスクを着用し、密集しないように工夫していますか。
清 掃		児童生徒はマスクを着用していますか。
		終了後は念入りに手洗いをしましたか。
部 活 動		生徒や保護者に部活動の内容・計画を周知し、参加したくない場合は参加しなくてよいことを理解させていますか。
		器具や用具を消毒したり、換気をしたりして練習環境を整えていますか。
		活動、更衣、ミーティングのそれぞれの場所が3密になっていませんか。
		感染リスクや生徒の体力、WBGT 値などを考慮した活動内容にしていますか。